

入札説明書

この入札説明書は、石巻市公告第2号による入札公告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、入札に関し、入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に参加しようとする者に必要な資格

- (1) 規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に「役務提供（清掃・管理業務）」に登録され、かつ、登録住所が石巻市内の者で、入札日（開札の日をいう。以下同じ。）において、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。
- ① 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有する者
 - ② 業務履行にあたり、業務を監督する清掃業務監督者を配置できること。
 - ③ その他仕様書で定める要件に該当する者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
- ① 入札参加資格審査書類に関して、入札参加資格を有する条件を満たせない者
 - ② 令第167条の4の規定に該当する者
 - ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - ⑥ 申請書類、添付資料等に虚偽の記載をした者
 - ⑦ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
 - ⑧ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

2 失 格

当該業務に係る入札参加資格を有するとされた者（以下「入札参加資格者」という。）又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度の入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項の規定による指名回避を受けたとき。
- (3) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき（更生計画認可の決定を受けた場合を除く。）又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき（再生計画認可の決定が確定した場合を除く。）。
- (4) 入札に関する条件に違反したとき。
- (5) 正当な理由がなく入札公告に示した日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (6) 代理人が入札をする場合において、入札前に入札権限に関する委任状を提出しないとき。
- (7) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為をしたとき。
- (8) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (9) 入札執行者が、入札参加資格者又はその代理人が次のいずれかに該当するとして失格としたとき。
 - ① 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為をしたおそれがあるとき。
 - ② 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。
- (10) 石巻市が発注する業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (11) 石巻市が発注する業務に関して、落札決定後辞退又は過失による入札手続の大額な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があったとき。

3 入 札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告、仕様書、関係法令等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、入札公告に定めるところにより質問をすることができる。
- (2) 入札場所には、入札参加資格者又は代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行者が特別の理由があると認めたときは、付添人の入

室を認めることがある。

- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入室することができない。
- (4) 入札参加資格者又はその代理人は、入札執行者が特別の理由があると認められた場合を除き、入札執行者の指示があるまで入札場所を退室することはできない。
- (5) 入札場所において、次のいずれかに該当する場合は、当該入札場所から退去させるものとする。
 - ① 正常な入札の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合した者
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙入札書及び委任状を使用するものとする。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ① 業務名
 - ② 入札金額
 - ③ 入札参加資格者の住所、商号又は名称、入札者氏名及び朱肉による押印（代理人にあっては、入札参加資格者の住所、商号又は名称、代理人の氏名及び朱肉による押印）
- (8) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数金額は、切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加資格者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札金額には、人件費、保険料等業務に要する一切の経費を算定し、入札金額を見積もること。
- (10) 入札書及び委任状の記載に当たっては、ペン又はボールペンを使用すること。
- (11) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、業務名及び入札参加資格者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。

- (13) 入札参加資格者又はその代理人は、既に提出した入札書の差し替え、変更又は取消しをすることができない。
- (14) 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないおそれがあるとき、若しくはあったとき、又は仕様書、入札に参加する者に必要な資格要件、予定価格等に錯誤があったと認められるときその他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (15) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (16) 入札は、入札参加資格者又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (17) 入札書は、入札公告又は入札執行者の指示に従って提出するものとする。
- (18) 入札参加資格者又はその代理人は、入札後、入札公告、仕様書、関係法令等についての不明、錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。
- (19) 入札参加資格者又はその代理人は、入札に際し入札書に使用する印を持参しなければならない。

4 入札の辞退

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、次のいずれかの方法により入札を辞退することができる。
 - ① 入札執行前においては、別紙入札辞退届を入札執行者に提出するものとする。ただし、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出する場合は、入札日の前日までに到達したものに限る。
 - ② 入札執行中においては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出するものとする。
- (2) 1回目の入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として、以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、独禁法等に抵触する行為その他の不正の行為をしてはならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額、入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、落札者の決定前に、他の入札参加者に

対して入札金額を意図的に開示してはならない。

- (4) 入札参加資格者又はその代理人は、入札資格の審査結果状況、入札意思等の適正な入札の執行を妨げるおそれのある情報について、入札執行前に組織的に情報交換してはならない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当するものの入札は、無効とし、無効の入札をした者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 申請書類、添付書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 同一業務名の入札において、入札参加資格者又はその代理人が行った 2 以上の入札
- (4) 入札参加資格者又はその代理人の記名押印及び訂正印を欠く入札
- (5) 入札金額を訂正した入札又は入札金額の記載が不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 業務名に錯誤がある入札
- (8) 業務名又は入札金額が記載されていない入札
- (9) その他入札に関する要件を満たさない者のした入札

7 入札の回数

- (1) 1 回目の入札において落札者がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ 2 回を限度とする。
- (2) 再度の入札により落札者が決定しない場合は、令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約により契約を締結する。
- (3) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。

8 落札者の決定

- (1) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札執行者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務を直接担当していない本市職員がくじを引くものとする。

9 損害賠償

- (1) 契約締結後において、当該契約の相手方（以下「請負者」という。）は、その契約が次のいずれかの行為によるものであったことが明らかになつたときは、市長の請求に基づき、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、①から③までのうち、処分、審決その他の措置の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当する場合その他市長が特に認めるときは、この限りでない。
- ① 請負者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この項において「独禁法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- ② 請負者に対し、独禁法第 62 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき。
- ③ 前 2 号のほか、独禁法その他の法律に基づき、請負者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、判決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- ④ 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。
- (2) 市に生じた実際の損害額が、前記(1)の規定による損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げない。また、請負者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(1)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。
- (3) 市長は、前記(1)に規定する損害賠償金の支払いに代え、当該損害賠償金の額に相当する額を支払額から控除することができる。